

【重要】要領改正予定のお知らせ

・生活介護・短期入所：参考資料としてご覧ください

・就労継続支援B型：令和8年9月を目途に改正予定。令和9年度申請にあたっては、改正後の要綱を必ずご確認ください。

(令和8年7月現在)

横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領

制 定 平成27年3月27日健障支第4510号（局長決裁）

最近改定 令和5年4月3日健障サ第3229号（局長決裁）

1 総則

この要領は、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金事業（以下、「設置費補助金事業」という）の実施にあたり、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱（以下、「要綱」という）のほか、必要な事項について定める。

2 加算額（区）の対象となる区

要綱第5条別表3に示す加算額（区）の対象となる区は、障害者の日常生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下、「総合支援法」という。）第36条第1項の規定により指定される事業者（以下、「サービス事業者」という。）が提供する総合支援法第5条に規定される生活介護及び就労継続支援B型（総合支援法施行規則第6条の10第1項第2号で定める就労継続支援B型をいう。）（以下、「生活介護等事業」という。）のサービス種別ごとの「各区の年間の支給決定量に対する受入可能延べ人数の割合（以下、「対支給決定者数割合」という）」が50%未満である区とする（別表1参照）。

3 重症心身障害者の加算条件

重症心身障害者の定義は原則、知的障害の程度が療育手帳A1またはA2相当、肢体不自由の程度が、身体障害者手帳1級または2級相当の両方を満たす者とする。

なお、審査時まで利用予定者が確認できる名簿の提出を条件とする。

※ただし、重症心身障害者の加算については年間上限3施設とする。

4 設置費補助金事業の流れ

設置費補助金事業は原則として、補助事業者の募集、審査、再調査、内示、補助金交付決定、実地確認、実績報告、交付確定、請求の順に行う（生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所は別紙1のフロー図参照。短期入所事業所は令和5年度に開所する場合は、別紙2のフロー図を参照。令和6年度以降は生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所と同様に別紙1のフロー図を参照）。

5 補助事業者の募集に関する事項

(1) 募集方法

ア 補助事業者の募集告知は、サービス事業者のうち、生活介護等事業を既に市内で提供している事業者に対して行う。

イ 市内で生活介護等事業を提供していないサービス事業者については、健康福祉局障害施設サービス課に新規設置の相談があった際に制度の告知を行い、募集締切前であれば応募できるととする。

ウ 設置費補助金への応募は、設置意向調査票（別添様式1）によって行う。

(2) 応募条件

応募にあたっては、要綱第3条に規定する法人のうち、要綱第6条に該当せず、以下の項目を満たしていることを条件とする。

- ア 『「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（施行令を含む）」に規定する「建築物移動等円滑化基準」を満たす』、又は『横浜市福祉のまちづくり条例（平成24年12月28日横浜市条例第90条）第24条に基づく適用除外を受ける』場所で設置見込みであること。
- イ 建築物の確認申請（建築基準法第6条）が不要の場合は、「ア」と同程度の基準を満たす場所で設置見込みであること。
- ウ 申込締切時までに、横浜市福祉障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第64号）、横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第66号）等の基準をすべて満たす設置場所を決定又は決定見込みであること。
- エ 市街化調整区域に設置する場合、横浜市開発審査会提案基準第27号「社会福祉施設及び学校の建築行為等の特例措置」の基準を満たしている又は満たす見込みであること。
- オ 横浜市行政地図情報提供システムの「わいわい防災マップ」横浜市民防災情報にて、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水予想区域、及び浸水想定区域に当てはまる設置場所を決定又は決定見込みである場合は、避難計画等の対策を講じること。
- カ サービス事業者が、過去に不正受給等による補助金返還請求を受けていないこと。
- キ ヒアリング等審査時までに昨年度以前に受けた行政機関からの指導事項について、改善がなされていること。

6 補助事業者の審査に関する事項

(1) 審査時期

募集締切後に行う。

(2) 審査方法

ア 書類審査

提出された設置意向調査票の各項目について、審査を行う。

イ ヒアリング審査

提出された設置意向調査票の内容等について、各サービス事業者に対して質問する形式で実施する。

7 サービス事業者への確認調査、内示に関する事項

(1) 確認調査

ア 時期

内示前に行う。

イ 方法

応募したサービス事業者に申請内容変更の有無について確認を行い、変更がある場合にのみ変更箇所を明示した設置意向調査票を再提出する。ただし、サービス種別の変更は不可とする。

ウ 確認調査後の対応

変更があったサービス事業者については、原則として再度、書類審査を行う。ただし、応募時から大幅に変更がある場合には再度、ヒアリング審査を行う。

(2) 内示

ア 時期

再審査後、次年度予算成立以降補助事業開始前までに行う。

イ 方法

横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金内示書（別添様式 2－1 及び別添様式 2－2）によって行う。

8 進ちょく管理

補助事業者は補助事業が完了するまで各月の進ちょく状況について各月末までに市へ報告しなくてはならない。報告については各月進ちょく状況報告書（別添様式 3）により行う。

設置費補助金の内示が出る前に、設置の準備を進めたい際は、設置調査票提出後であれば、契約指導要綱及び契約の手引きに基づいて法人の責任の下で準備を進めることができる。

なお、必要に応じて随時、補助事業の進め方について市へ相談することとする。

9 関係法令等への適合に関する事項

補助事業者は設置場所が関係法令等に適合していることを確認し、実績報告までに市へ報告しなければならない。報告については関係法令等確認書（別添様式 4）により行う。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1

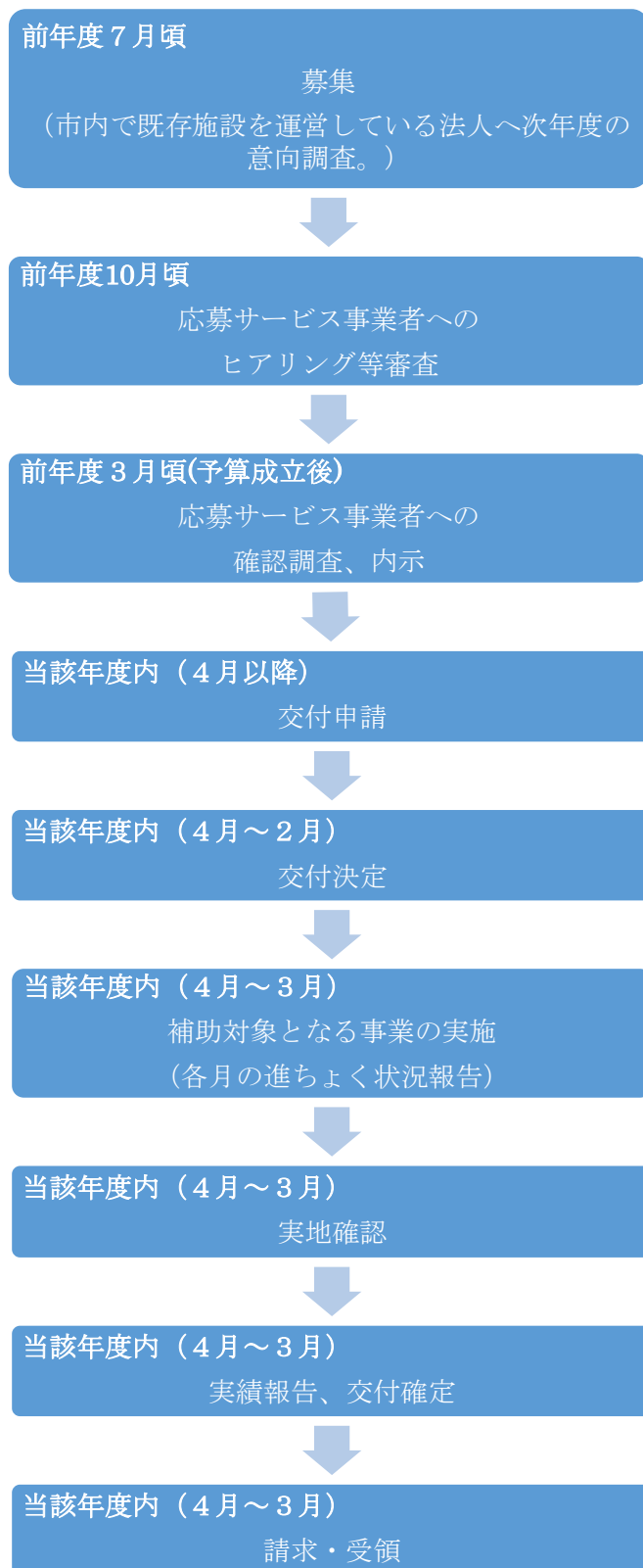
加算の対象となる区の選定の考え方

- ・【原則】支給決定量に対する定員数の割合（対支給決定者数割合）が、50%未満の区。

サービス種別	生活介護	就労継続 支援B型
該当区	西 中 南 港北 戸塚 瀬谷 (6区)	港南 青葉 (2区)

別紙 1

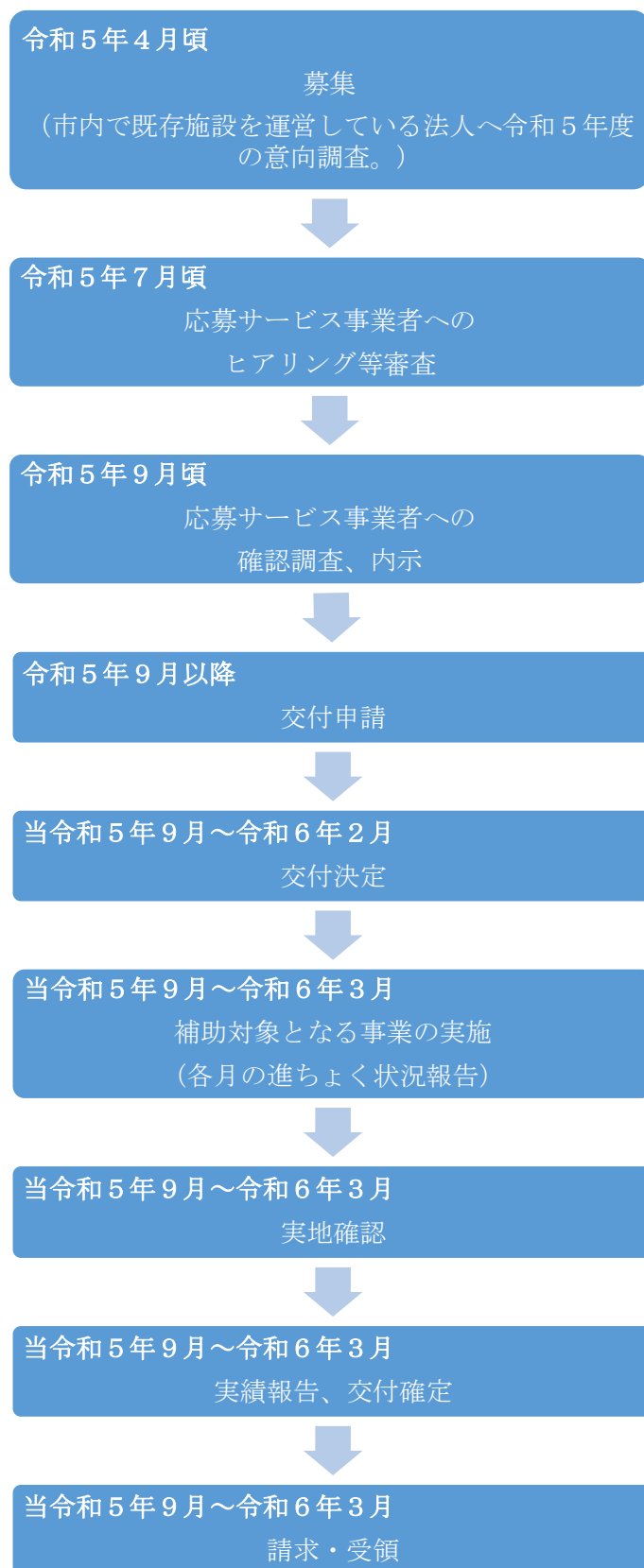
令和 6 年度以降



別紙2

令和5年度 短期入所事業所のみ

すべて令和5年度内に行います。



別添 様式1

令和 年度 横浜市障害福祉サービス事業所 設置意向調査票

年 月 日 作成

法人について		整理番号			
ふりがな			既設事業所数	か所	
法人名			設 立	年 月	
法人所在地	〒				
代表者	役職 氏名				
連絡担当者	ふりがな		電話番号		
	氏 名		FAX番号		
	所在地 (書類送付先)	〒	Eメール		
新設について					
予定事業所名 (仮称)					
設置等理由					
サービス種別	生活介護 ・ 就労継続支援B型 ・ 短期入所【福祉型・医療型】				
主な対象障害	知的 ・ 精神 ・ 身体				
対象障害	重症心身障害者の受け入れ※ ※横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金実施要領の3の該当				有 ・ 無
事業内容					
利用定員	事業所定員	人	(サービス種別内訳)		
設置予定時期 及び理由	年 月 日				
	理由:				
設置予定場所 (地番表記)	横浜市				
	周辺環境(設置場所が決まっている場合に記入してください。※)				
物件の状況	確定 ・ 調整中 ・ 未定		既築 ・ 新築(しゅん工予定日: 年 月 日)		
	賃貸 ・ 法人所有		市街化 ・ 市街化調整区域 ・ 農地転用		
補助金の使途	経費区分	初度調弁費 ・ 改修費 ・ 権利取得費			
	(具体的内容)				
職員の状況	人数	管理者	人	サービス管理者	人
				常勤	人
				非常勤	人
				その他	人
※設置場所が決まっている場合は、近隣の地図も添付してください。					
※市内で初めて事業所を設置される場合は、3か月以内に発行された法人登記簿の写しを添付してください。					

第 号
年 月 日

(申請者)

横浜市健康福祉局長

年度 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金の
協議結果について (通知)

提出された横浜市障害福祉サービス事業所設置意向調査票等関係書類及びヒアリングにより選定した結果について、年度予算に基づき、次のとおり内定しましたので通知します。

1 内容

予定事業所名 (サービス種別)	協議結果	備考

2 内定条件

- (1) 内定について、設置の時期は年度内に限ります。翌年度以降に設置時期を繰越すことはできません。
- (2) 設置に係る事業計画に変更が生じた場合は、当課に報告してください。内定した内容について設置意向調査票等と異なる場合には、内定を取り消すことがあります。
- (3) 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例、横浜市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例、横浜市福祉のまちづくり条例等の基準を全て満たしてください。また、市街化調整区域に設置する場合は横浜市開発審査会提案基準第 27 号の基準をすべて満たしてください。
- (4) 補助対象となる契約等が、横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金要綱の規定に反していると補助対象経費となりませんので、契約等を締結する際には事前に市担当者へ相談してください。

担当：

TEL：

FAX：

別添 様式2-2

第 号
年 月 日

(申請者)

横浜市健康福祉局長

年度 横浜市障害福祉サービス事業所設置費補助金の
協議結果について（通知）

提出された横浜市障害福祉サービス事業所設置意向調査票等関係書類及びヒアリングにより選定した結果について、年度予算に基づき、次のとおり内定しましたので通知します。

1 内容

予定事業所名（サービス種別）	協議結果	備考
	不承認	

担当：

TEL：

FAX：

別添 様式3

各月進ちょく状況報告書

法人名: _____

各月末までに事業所単位で報告してください。

年	月	進ちょく状況	報告日	報告者
年	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
年	1月			
	2月			
	3月			

※ 事業の着手状況や今後の見込みについて記入してください。
必要があれば今後の予定表等を添付してください。

別添 様式 4

関係法令等確認書

事業所名	
事業所所在地 ※地番の場合は最後に「(地番)」とご記載ください。	
障害福祉サービスの種類	☐ 生活介護 ☐ 就労継続支援 B 型 ☐ 短期入所

事業所所在地について以下の項目にお答えください。	
1. 建築基準法で定める検査済証の交付を既に受けているか。 ☐ 交付を受けている ☐ 交付を受けていない	
2. 建築基準法で定める建築の確認申請が必要か。なお、要否の判断にあたっては必ず建築局建築指導課または指定確認検査機関に確認すること。 ☐ 必要 ☐ 不要	
3. 下記法令等の基準適合状況をお答えください。	
ア. 建築基準法令（建築物の用途、昭和 56 年 6 月 1 日以降の耐震基準等）	
適合状況	☐ 適合 ☐ 不適合
	・確認方法
イ. 『「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（施行令を含む）」に規定する「建築物移動等円滑化基準」を満たす』、または『横浜市福祉のまちづくり条例（平成 24 年 12 月 28 日横浜市条例第 90 条）第 24 条に基づく適用除外を受ける』設置予定場所である。 建築基準法で定める建築の確認申請が不要である場合、上記と同程度の基準を満たしている。	
適合状況	☐ はい ☐ いいえ
	・確認方法

ウ. 消防法令 （消防設備、防火管理等）	
適合状況	☐ 適合 ☐ 不適合
	・確認方法

オ. 横浜市行政地図情報提供システム「わいわい防災マップ」横浜市民防災情報の、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水予想区域、及び浸水想定区域に当てはまらない設置場所である。	
適合状況	☐ はい ☐ いいえ ・確認方法（いいえの場合は、避難計画等の対策について記載してください）
4. その他、事業所設置等にあたって、遵守しなければいけない関係法令がある場合は、法令等名称を記載の上、適合状況をお答えください。 ※ 「その他関係法令」の例 都市計画法（市街化調整区域）、農地法（農地の転用許可）、地区計画条例・横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例・横浜地域まちづくり推進条例（届出等の手続が必要な場合）、食品衛生法（食品の取扱がある場合）等	
・法令名称：	
適合状況	☐ 適合 ☐ 不適合 ・確認方法
・法令名称：	
適合状況	☐ 適合 ☐ 不適合 ・確認方法
5. 下記項目の自己点検状況をお答えください。	
・近隣住民（町内会、自治会、管理組合等）に対し事前に十分に説明を行い、理解を得た。	☐ はい ☐ いいえ
・建築協定、景観協定の有無を確認し、抵触していないことを確認している。	☐ はい ☐ いいえ

事業所新設の実施にあたり、関係法令等の適合状況について、当確認書の内容に相違ないことを報告します。

年 月 日

(法人所在地)

(法 人 名)

(代 表 者)